

# 野焼きはやめましょう!

「少しだから燃やせばいいや」...  
庭先などで 安易に焼却してはいませんか。

地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却などは、野焼きと同じです。付近の住民の方への迷惑、有害物質の発生の原因にもなりますのでやめましょう。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

法律に違反すると、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金

ただし、次のような野焼きは除外されていますが、野焼きをするときには、周辺の迷惑にならないように注意してください。

- ① 「風俗慣習上又は宗教上の行事を行なうもの」 どんど焼き
- ② 「農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの」  
稲わら、伐採した枝、魚網に付着したごみの焼却など
- ③ 「たき火など日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの」  
落ち葉焚き・キャンプファイヤーなど、煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却

※ 薪ストーブの使用にあたって...

薪ストーブでゴミを燃やさないでください。

煙や臭いが原因で、窓が開けられない、洗濯物に臭いがついて困る、体調の悪い人がいるので困るといった苦情が、住宅密集地などで特に多く寄せられています。